○財務省令第二十六号

関税定率法施行規則及び税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

関税定率法施行規則及び税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（関税定率法施行規則の一部改正）

第一条　関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（入国者が輸入する携帯品等の免税）			（入国者が輸入する携帯品等の免税）		
第二条の四　［略］			**第二条の四**　［同上］		
［一～三　略］			［一～三　同上］		
四　船舶又は航空機の乗組員がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条の手続を経て別送して輸入する物品のうち次に掲げる物品			四　［同上］		
イ　法の別表第一二一二・二一号、第一二一二・二九号並びに第二〇〇八・九九号の二の㈠のB及び㈡のBに掲げる物品のうちのり			イ　法の別表第一二一二・二一号、第一二一二・二九号及び第二一〇六・九〇号の二の㈡のEに掲げる物品のうちのり		
ロ　［略］			ロ　［同上］		
2　［略］			2　［同上］		
本邦に入国する者	物品	数量	本邦に入国する者	物品	数量
一　［略］	［略］	［略］	一　［同上］	［同上］	［同上］
二　船舶の乗組員（航海日数が一月以上三月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）	法の別表第一二一二・二一号、第一二一二・二九号並びに第二〇〇八・九九号の二の㈠のB及び㈡のBに掲げる物品のうちのり	一〇〇枚（四三〇平方センチメートルを一枚として換算する。次号において同じ。）	二　［同上］	法の別表第一二一二・二一号、第一二一二・二九号及び第二一〇六・九〇号の二の㈡のEに掲げる物品のうちのり	［同上］
三　船舶の乗組員（航海日数が三月以上のものに限り、退職により下船する者を除く。）	法の別表第一二一二・二一号、第一二一二・二九号並びに第二〇〇八・九九号の二の㈠のB及び㈡のBに掲げる物品のうちのり	一〇〇枚	三　［同上］	法の別表第一二一二・二一号、第一二一二・二九号及び第二一〇六・九〇号の二の㈡のEに掲げる物品のうちのり	［同上］
［四・五　略］	［略］	［略］	［四・五　同上］	［同上］	［同上］
備考　［略］			備考　［同上］		
［3～5　略］			［3～5　同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。